

大和市告示第173号

大和市出産費用助成事業実施要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大木 哲

大和市出産費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3子以降の出産費用の一部を本市の予算の範囲内において助成すること(以下「助成」という。)により、その世帯の経済的負担を軽減し、もって少子化対策の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 出産 第3子以降の子を妊娠22週を超えて出産(死産を含む。)した場合をいう。

(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

カ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(3) 保険者 医療保険各法に規定する保険者をいう。

(4) 被保険者等 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又は被扶養者をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる夫婦等とする。

(1) 出産及び第5条の規定による申請(以下「申請」という。)をした日のいずれにおいても、次に掲げる要件を満たす夫婦

ア 法律上の婚姻をしていること。

イ 当該申請に係る子を含め、同居する満18歳未満の子を3人以上養育している(当該子を監護し、かつ、その生計を維持していることをいう。)こと。

ウ 当該夫婦及びその養育している子が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定

により本市の住民基本台帳に記録されていること（当該申請に係る子については申請した日に本市の住民基本台帳に記録されていること。）。

エ 被保険者等であること。

オ 前年（1月から5月までの間において第5条の規定による申請をする場合は、前々年）の所得（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条に規定する所得について、同令第3条の規定により算出した額をいう。）の合計額が7,300,000円未満であること。

カ 申請をした日において本市の市税等に滞納がないこと。

(2) その他市長が特に認める者

(助成額)

第4条 助成額は、出産費用として医療機関又は助産院に対し実際に支払った額から次に掲げる額を控除した額の2分の1以内とし、50,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 保険者が1人の子の出産につき助成する出産育児一時金、出産育児一時金付加金等（以下「出産育児一時金等」という。）

(2) 保険者が医療保険各法の規定及び保険者独自の規定に基づき負担する高額療養費等（以下「高額療養費等」という。）

(3) 入院時の差額ベッド代

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和市第3子以降の出産費用助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請者の同意を得た上で本市においてその内容が確認できる場合、当該書類の提出を省略することができる。

(1) 医療機関又は助産院が発行する出産費用の領収書及び診療報酬明細書の写し

(2) 夫婦それぞれの健康保険証若しくは組合員証又はそれらの写し

(3) 出産育児一時金等の額を証する書類の写し

(4) 高額療養費等の額を証する書類の写し（保険者が高額療養費等を負担する場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、出産した日の属する月の翌月から起算して6月までの期間内に、申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付決定等)

第6条 市長は、申請者から前条第1項の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、大和市第3子以降の出産費用助成金（交付・不交付）決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該交付決定に係る申請者の指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

（助成金の返還等）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（様式）

第8条 この要綱において使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定による助成は、施行日以後に出産した子に係る出産費用について適用する。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市第3子以降の出産費用助成金交付申請書	第5条
第2号様式	大和市第3子以降の出産費用助成金（交付・不交付）決定通知書	第6条